

関係規程（理事会決定事項）

1 団体会員の権利に関する規程

2020年3月7日 第1回理事会決定

規約第6条第1項但し書に基づき、次のとおり定める。

- 1 団体会員は、会員総会等において会費1口につき1名分の議決権を行使することができる。ただし、当該行使にあたっては事前に権利を行使する個人等を届け出るとともに、その議決権は合計5名分を上限とする。
- 2 団体会員は、理事になることはできない。
- 3 団体会員は、本会の機関誌等の配布を受け、かつ本会が行う各種の事業に団体として参加することができる。この場合において、研究会等についてはその属する者について会費1口について2名まで一般参加者として出席できるほか、本会の要請により、研究会等で報告し、又は機関誌等に寄稿することができる。

2 会費規程

2020年3月7日 第1回理事会決定

規約第7条第1項及び第2項に基づき、次のとおり定める。

- 1 会員は、会費として毎年5月末までに次の金額を納めなければならない。

(1) 研究者会員	7,000円
(2) 一般会員	5,000円
(3) 団体会員	1口 10,000円
- 2 新たに会員となった者は、理事会が入会を承認した日から2か月以内に会費を納めなければならない。
- 3 各年度の途中で入会が承認された者の会費は、残余期間が6か月を下回る場合はこれを半額とし、残余期間が2か月を下回る場合はこれを免除する。ただし、理事会が特に定めた場合は、それによる。
- 4 会費を1年以上滞納した場合、次年度以降は、滞納分を合わせた金額を納めなければならない。この場合において、これに満たない金額が納められたときは、滞納分から充当するものとする。
- 5 3年間分の会費を滞納した場合（滞納額が通算して当該金額に達した場合を含む。）において、その翌年度の5月末までに支払いがない場合は、会員の資格を失ったものとして処理する。ただし、直近の理事会において協議し、特別な事情があると認めた場合は、その資格を継続することができる。
- 6 会費を滞納したまま退会又は資格を喪失した者について、満3年を経過する前に再入会が承認された場合は、初回の会費納入時に、当該滞納額を合わせた金額を納めなければならない。ただし、理事会において特別な事情があると認めた場合は、その滞納額を全額又は半額免除することができる。
- 7 前2項の理事会の決定については、会員間の公平な取扱いに留意しなければならない。

3 役員候補者選考規程

2020年3月7日 第1回理事会決定

規約第13条第1項及び第15条第2項に基づき、次のとおり定める。

- 1 役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の委員は、5名以上7名以下とし、次の者により構成する。
 - (1) 公募委員（個人会員の中から公募により選任された者） 3名以上5名以下
 - (2) 理事互選委員（理事長及び副理事長を除く理事の中から互選された者） 2名
- 2 理事長は、理事及び監事を選任する会員総会（以下「会員総会」という。）を招集しようとする場合は、原則としてその開催予定日の2か月前までに、会員の中から公募委員を募集する旨をウェブサイト等において告知するものとする。
- 3 理事長は、前項の応募者が5名を越えた場合は、当該応募者で協議し、くじ引き等の公平な方法によって公募委員を選出するよう求めるものとし、3名を下回った場合は、再度の募集、働きかけ等を行うものとする。
- 4 理事長は、会員総会を開催しようとする場合は、原則としてその開催予定日の1か月前までに、理事長及び副理事長を除く理事に対して、理事互選委員を選出するよう求めるものとする。
- 5 理事長は、前3項に基づいて委員が選出された場合は、速やかに会議の日時、場所等を定めて会議を開催するよう求めるものとする。この会議は、特別な事情がある場合は、ネット回線を通じた開催、持ち回り開催等によることができる。
- 6 委員会は、委員の互選によって委員長を選出する。委員長は、委員会を統括し、これを代表する。
- 7 委員会は、会員総会の日までに役員候補者名簿を作成し、会員総会において提案するものとする。
- 8 会員総会において、前項の役員候補者の全部又は一部について選任されなかった場合は、委員会は会員の意見（立候補の申し出を含む。）を聴いて新たな役員候補者を選定して、選任を求めることができる。この追加の選任について時間を要する場合は、会員総会の持ち回り開催によって行うことができる。

4 学会事業に係る謝礼、費用等に関する規程

2020年3月7日 第1回理事会決定

規約第19条第2項の規定に基づき、次のとおり定める。

- 1 研究会、講演会等の報告者等については、本会の研究交流等の目的に照らして、謝礼及び費用を支払わない。ただし、当該研究会等の開催に不可欠であると認められる場合であって、理事会が承認したとき（企画委員会等の要請に基づき総務担当理事が承認したときを含む。）は、非会員に限り、謝礼（1回2万円以内を基本とする。）及び費用（公共交通機関による交通費相当額とする。以下同じ。）のいずれか又は両方を支払うことができる。
- 2 機関誌、ウェブサイト等の執筆者、公募論文の査読者等については、謝礼等を支払わない。ただし、当該機関誌等の構成に不可欠であると認められる場合であって、理事会が承認したとき（編集委員会等の要請に基づき総務担当理事が承認したときを含む。）は、非会員に限り、謝礼（原稿執筆者は1件2万円以内、査読者は1件5,000円以内を基本とする。相当する額の図書カード等の贈呈を含む。）を支払うことができる。

- 3 図書を刊行する場合の執筆者等（非会員を含む。）については、特に必要があると認められる場合を除いて、執筆料等を支払わない。なお、出版社等から執筆料、印税等が支払われることは妨げられない。
- 4 自治体等との連携活動等に従事する者（非会員を含む。）については、特に必要があると認められる場合を除いて、謝礼及び費用を支払わない。なお、自治体等から謝礼、費用等が支払われることは妨げられない。
- 5 本会の会議に出席する者又は会務に従事する者（次項に定める者を除く。）については、謝礼及び費用を支払わない。ただし、当該会議の開催が頻繁となり、又は会務が過重となり、個人の負担とすることが適切でない場合（1回5千円未満の負担の場合を除く。）であって、理事会が承認したとき（所管の委員会等の要請に基づき総務担当理事が承認したときを含む。）は、旅費その他の費用を支払うことができる。
- 6 本会の会務のうち単純作業等（名簿の入力、文書の送付、参加者の受付など）に従事する者については、総務担当理事の判断に基づき、謝礼（1時間1千円以内とする。）及び費用のいずれか又は両方を支払うことができる。

表 謝礼・費用等の支払い基準

区分	原則	例外	金額等
1)研究会、講演会等の報告者等	謝礼・費用を支払わない	研究会等の開催に不可欠であり、理事会等※が承認したとき、非会員に限り支払う	・謝礼（1回2万円以内） ・費用（公共交通機関による交通費相当額） のいずれか又は両方
2)機関誌、ウェブサイト等の執筆者、公募論文の査読者等	謝礼等を支払わない	機関誌等の構成に不可欠であり、理事会等※が承認したとき、非会員に限り支払う	・謝礼（原稿執筆：2万円以内、査読：5,000円以内を基本とする） ・図書カード等を含む
3)図書を刊行する場合の執筆者等	執筆料等を支払わない	特に必要があると認められる場合を除く	※出版社等から執筆料等が支払われることは妨げない
4)自治体等との連携活動等に従事する者	謝礼・費用を支払わない	特に必要があると認められる場合を除く	※自治体等から謝礼、費用等が支払われることは妨げない
5)会議等の会務に従事する者	謝礼・費用を支払わない	個人負担とすることが適切でない場合で、理事会等※が承認したときは支払う	旅費その他の費用（1回5千円未満の場合を除く）
6)会務のうち単純作業等に従事する者	謝礼・費用を支払うことができる	総務担当理事の判断に基づく	1時間1千円以内

※担当の委員会等の決定に基づき総務担当理事（会計担当）が承認したときを含む。

5 会員資格に関する確認事項

2020年3月7日 第1回理事会確認

規約第4条第2項から第4項までに定める会員資格の解釈運用については、理事会承認にあたり、次の点に留意するものとする。

- 1 第2項及び第3項に定める「常勤職員」には、任期の定めのない常勤職員のほか、任期付き職員、再任用職員を含むものであること（会計年度任用職員（フルタイムを含む）、任期付き短期間職員、再任用短時間職員は含まれないこと）。
- 2 第2項及び第3項に定める「国からの出向者」には、国の省庁等からの割愛により自治体に移籍し、将来、当該省庁等に復帰する予定の職員を含むものであること。
- 3 第2項及び第3項に定める「常勤職員（研究職を除く。）」には、いわゆる行政職のほか、教員職その他広く行政実務（公共サービス）に従事する職員を含むものであること（ただし、公立大学の教員は、主として研究に従事する研究職とみなされることから除外されること）。
- 4 第4項に定める「本会の趣旨に賛同し、当会の研究活動に参加し、またはこれを支援する団体」とは、「自治体」や「地方自治に関する研究機関」のほか、民間企業、シンクタンク、NPO等を含むものであること。
- 5 規約に定める会員資格を満たす場合でも、理事会の承認が必要であり、理事会は、入会希望者が本会の目的、事業等、会員の義務等に照らしてふさわしい者であることを確認して承認するものであること。
- 6 規約又はその取扱いを変更した場合でも、すでに入会が承認されていた者は、規約第6条に定める義務の違反がない限り、会員の資格を失うものではないこと。

【その他】

今後必要となる規程については、規約第19条第2項等に基づき、必要になった場合に、理事会及び担当委員会において作成することとする。